

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成 26 年 11 月 19 日

村上市長 大滝 平正

記

1. 協議の場を設けた区域の範囲
薦川集落(高根地区プラン)
2. 協議の結果を取りまとめた年月日
平成 26 年 10 月 17 日
3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況
○経営体数
法人 1 経営体
4. 3 の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか
担い手は十分確保されている。
5. 農地中間管理機構の活用方針
○機構集積協力金を活用し、集積集約を推進する。
○農業をリタイヤ・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
○担い手の分散錯圃を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
6. 地域農業の将来のあり方
○地域農業者の高齢化等による農地耕作放棄地等解消のため、地域の中心となる経営体に農地の集積、集約を図り規模拡大を推進する。